

東根市猫の不妊去勢手術支援事業費補助金について

多頭飼育されている猫や飼い主のいない猫が地域で増加することを抑制することで、周囲に対する危害又は迷惑を未然に防止し、生活環境の向上を図るため、その猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用への補助金を交付します。

【補助に該当する猫】

市内に生息する次のいずれかに該当する猫

- ① 不適正な飼育原因により、市長が多頭飼育崩壊と認める飼い猫
- ② 日常的な屋外飼養により、近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫
- ③ 近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い主のいない猫(保護しない)
- ④ 飼い主のいない猫(保護する)【令和8年度より追加】

【補助対象者】

次のいずれかに該当する者

- 市内に住所を有する個人
- 市内に事務所を有し、又は所在する団体。
- その他、市長が特に認める者。

※原則として、個人や団体の代表者に市税等の滞納がないこと。

※補助に該当する猫に県内の動物病院で不妊手術又は去勢手術を受けさせること。

【補助金額】

補助に該当する猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用に対し、

- メス猫 1 匹あたり 上限 10,000 円(不妊手術)
- オス猫 1 匹あたり 上限 5,000 円(去勢手術)

※ただし、上記【補助に該当する猫】④飼い主のいない猫(保護する)の場合は、補助に該当する猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用に対し、 $\frac{3}{10}$ を乗じて得た数または当該上限の額のいずれか低い額とする。(100円未満の端数は切り捨て)

【遵守事項】

飼い主のいない猫を生息場所に戻す場合は、不妊または去勢手術済であることを識別できるように、手術時に片方の耳にV字カットを受けること。

【補助金申請の流れ】

- ①補助金の交付を受けようとする者(申請者)が、手術前に補助金事業実施申込書(様式第1号)を生活環境課に提出する。

※「近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い主のいない猫(保護しない)」と「飼い主のいない猫(保護する)」の場合、申込書内に確認者(市内在住の近隣住民等の第三者)からの署名が必要です。

(次のページに続く)

②市は、本人からの聞き取りと保健所との連携による現地確認を行い、多頭飼育の状況や生活環境の悪化の程度を調査し、補助の対象となるか確認する。

※「近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い主のいない猫(保護しない)」と「飼い主のいない猫(保護する)」の場合、この確認は行いません。

③申請者は、県内の動物病院で、補助に該当する猫に不妊・去勢手術を行う。

④申請者は、申請書兼実績報告書(様式第2号)、手術に要した費用の領収書の写し、補助金請求書(様式第4号)を生活環境課に提出する。複数の猫に手術した場合、様式第2号別紙も提出する。

⑤市は、実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定をし、申請者に交付決定通知書(様式第3号)を送付し、補助金を交付する。

[受付期間](実施申込書と申請書兼実績報告書の提出期限)

上記[補助に該当する猫]①～③の場合

令和8年4月1日～令和9年3月31日

上記[補助に該当する猫]④飼い主のいない猫(保護する)の場合

令和8年5月11日～令和9年3月31日

※ただし、④飼い主のいない猫(保護する)については、予算上限の10万円に達し次第、受付を終了いたします。予算残額については、市のホームページをご確認ください。

[提出先・お問い合わせ先]

〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号

東根市役所 生活環境課 生活環境係(市役所1階6番窓口)

午前8時30分～午後5時15分(土日祝・その他閉庁日を除く)

TEL 0237-42-1111(内線 2175)

メール seikatsu@city.higashine.yamagata.jp